

第12回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年3月1日、那珂川市農業委員会会長は、令和3年度第12回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
議案第39号 非農地証明について（3件）
議案第40号 農用地利用集積計画の利用権設定について
議案第41号 那珂川市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について
報告第35号 専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

〈農業委員〉…7人

〈事務局〉…2人

開会（午前9時30分）

議 長	令和3年度第12回農業委員会を開会します。 今回の委員会も、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの招集としました。 また、審議時間を短縮しながら進行したいと思いますのでよろしくお願いします。 議事録署名委員の指名を行います。3番委員、4番委員を指名いたします。 委員会内で発言する際には挙手をし、私に指名されてから発言をお願いいたします。 議事に入ります。 議案第37号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1、2を事務局から説明願います。
事務局	議案第37号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 こちらの番号1と番号2は同じ譲受人で、隣接する農地になりますので、それぞれの説明の後に一括して審議をお願いします。
議 長	担当は私になりますので、意見を述べます。現場を確認したところ、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。

	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当は私になりますので、意見を述べます。現場を確認しましたところ、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。

議 長	担当の7番委員の意見を求めます。
委 員	現場を見に行きましたが、申請通りで問題はないと思います。
議 長	各委員からの質問等を求めます。はい。
委 員	申請地と道路の間の狭小地について、こちらは農地になっていますが、説明願います。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局	現況平面図で確認すると、恐らく道路を造成するときに分筆された土地で、許可不要ということで道路の一部となっているような状態と思われま。
委 員	市が所有しているということですか。
事務局	県になるかと思えます。
議 長	他に意見を求めます。
委 員	被害防除のところで、騒音は「なし」、となっていますが、周りは何もなしですか。
事務局	隣地との協議を行うよう指導をしており、この工事についても承諾を得て行うもので、問題はないと思います。
議 長	他に意見等を求めます
	(質問・意見なし)
	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	<p>全員賛成により承認されました。</p> <p>次に、議案第39号 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第39号 「非農地証明について」 番号1を説明した。</p>
議 長	<p>担当の4番委員の意見を求めます。</p>
委 員	<p>この辺りは、新幹線の事業で建物が建てられていた土地で、地目が田のままの箇所が多数存在しています。内容は50年近く経ち、はっきりした資料も残っていないということでした。</p> <p>この件に関しまして、問題はありません。</p>
議 長	<p>他の委員の意見等を求めます。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がなし。採決を行います。</p> <p>賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により承認されました。</p> <p>次に、議案第39号 「非農地証明について」 番号2を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第39号 「非農地証明について」 番号2を説明した。</p>
議 長	<p>担当の7番委員の意見を求めます。</p>
事務局	<p>こちらの現地確認については事務局にて行いました。現</p>

	在、こちらは道路、進入通路として利用されているような状況です。
議 長	分かりました。他の委員から質疑はありませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、第39号 「非農地証明について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第39号 「非農地証明について」 番号3を説明した。
議 長	担当は私になりますので、意見を述べます。特に問題はないと判断いたしました。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第40号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から69を事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第40号

	「農用地利用集積計画の利用権設定について」 こちらの別冊と書かれた冊子で、件数が多かったため、事前に目を通していただいていると思います。詳細については、こちらに記載のとおりです。
議 長	質疑がある方は質疑をお願いいたします。5番委員。
委 員	番号7の農地のところで議案書の記載が1筆抜けていると思います。
事務局	すみません、申出書の記載のとおりです。訂正します。
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第41号 「那珂川市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について」 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第41号 「那珂川市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について」 を説明した。
議 長	各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 推薦があった5名を推進委員の候補者として決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。

	次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理を終わっている内容ですので、簡単に説明させます。
事務局	報告第35号 「専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 番号1を説明した。
議長	本日の議案は終了し第12回農業委員会は閉会した。
	10時 10分 閉会